

# **BINET 倶楽部**

## **韓国 IT 先進企業調査団**

**<参加のご案内>**

**調査コーディネータ：李 中淳 氏**

**東京工業大学 統合研究院**

**ソリューション研究機構**

**特任准教授**

**調査期間：2012年6月6日（水）～6月8日（金）<3日間>**

**企 画：(株)ビジネスインテリジェンスネットワーク**

**旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト(株) 第6営業支店**

## 企画主旨

東日本大震災、原発事故、歴史的な円高、タイの洪水、欧州信用不安など様々な要因があるとはいえ、日本の世界的企業の不振が目立つ昨今であるが、それに比較して韓国企業の世界市場での躍進が目立っている。電機、電子産業を中心に、日本企業の低迷を尻目に競争力格差が開く。韓国勢の強さを謙虚に受け止め、学ぶべきものは学ぶ必要があるのではないか。そこで今回 BINET 倶楽部では韓国有数の成長企業の現状を訪問調査することにいたしました。コーディネーターとしては東京工業大学の特任准教授 李中淳先生にご依頼しました。ぜひ多くの日本の中堅中小企業の経営者、技術戦略、マーケティング戦略担当者などのご参加を期待いたします

BINET 倶楽部

## コーディネーター

東京工業大学統合研究院ソリューション研究機構

特任准教授 李 中淳 氏

<プロフィール>

1984年韓国・延世大学物理学科卒業、1986年延世大学大学院物理学科修士課程修了後、韓国(株)LG Electronics 入社。東京事務所に出向中に東京工業大学博士課程修了。日立コンピュータ機器、(株)INFINITT、NTT コミュニケーションズ、NTT PC コミュニケーションズを経て、2008年5月より現職。工学博士。

## 視察候補先概要

### 1) サムソン

韓国最大の総合家電・電子部品・電子製品メーカーで、サムスングループの中核企業である。今回の訪問ではどの部門を訪問するかは調整中です（参加者の要望を考慮します）。

### 2) LG CNS

LG グループのベンダーで、韓国3大Sierです。あらゆる分野のITソリューションを提供しています。

### 3) NHN

韓国最大の検索・ポータルサイト Naver 運用をしているIT系の最大ベンチャー企業です。

### 4) Infiniti ヘルスケア

医療情報ソリューションを開発して販売しているベンチャーです。グローバル化に成功した事例として注目を集めています。ベンチャー企業でありながら、日本を始め、アメリカ、ヨーロッパなど海外に多くの支社と販売網を持っています。  
海外市場の開拓の功労で何回も大統領の表彰を受けたことがあります。

国内でも、放射線部門画像診断システム(PACS)では国内マーケット70%を占める会社でコーディネーターの李先生が8年前まで副社長を務めていました。

今はこの工場周辺はデジタル団地としてソウルで最も活気あふれる地域になっています。

## 日 程 表

日次	月日曜	発着地／滞在地	発着時刻	交通機関	摘要	食事
1	平成 24 年 6月 6 日 (水)	東京（羽田）発 ソウル着	11:30 13:55  夜	NH1163 専用車	空路、ソウルへ 着後、市内視察  オリエンテーション後、夕食  ＜ソウル泊＞	機内  夕：○
2	6月 7 日 (木)	ソウル滞在	朝  午前  昼  午後  夜	専用車	ホテルにて朝食 ホテル発  <u>公式訪問：サムソン</u>  市内レストランにて昼食  <u>公式訪問：LG電子またはLG CNS</u>  各自、夕食  ＜ソウル泊＞	朝：○  昼：○  夕：×
3	6月 8 日 (金)	ソウル滞在  ソウル発 東京（羽田）着	朝  午前  昼  午後  20:05  22:15	専用車  NH1166	ホテルにて朝食 ホテル発  <u>公式訪問：NHN</u>  市内レストランにて昼食  <u>公式訪問：Infiniti ヘルスケア</u>  空路、羽田へ  入国通関手続き後、解散	朝：○  昼：○

(注) 発着時刻および交通機関は変更になることがあります。

●時間帯の目安：早朝=4:00～6:00 朝=6:00～8:00 午前=8:00～12:00 午後=12:00～16:00  
夕刻=16:00～18:00 夜=18:00～23:00 深夜=23:00～4:00 終日=09:00～17:00

- 利用予定日本発着航空会社 NH=全日空
- 利用予定ホテル ソウル：ロッテホテル本館（2名1室ツインルーム利用）
- 旅行代金：198,000円
- 一人部屋利用追加料金：20,000円
- 申込締切日：2012年4月27日（金）

# 募集要項・ご旅行条件書

■旅行期間：2012年6月6日（水）～2012年6月6日（金）3日間 ■最少催行人員：10名 ■添乗員同行：同行しませんが現地係員がお世話します。■申込締切日：2012年4月27日（金）ただし満員になり次第締め切ります。

■旅行代金に含まれるもの  
①航空運賃：日程表に記載された区間（エコノミークラス）、（＊この運賃・料金には、運送機関の隸する付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。）②宿泊代金：2名1部屋シングルルーム利用、バス・トイレ付 ③食事代金：日程表に明記の食事代金（朝2回、昼2回、夕1回、この回数は機内食は含まれません）④視察費用：日程表に記載の視察関連費用 ⑤バス代金：空港ホテル間の往送バス料金、視察バス料金 ⑥団体行動中の税金類：⑦手荷物運搬代金、お一人につき一個のスーツケースなど（ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。）⑧羽田空港施設使用料、韓国空港税 ⑨燃油サーチャージ 洋上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいません。

■旅行代金に含まれないもの  
上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの：¥11,000、有効期限10年のもの：¥16,000 ②個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料

■旅券・査証について：  
(1)旅券（パスポート）：2012年9月6日以降まで有効な旅券が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様の責任で行ってください。お客様のご希望により別途渡航手続代行料金をいたいでお受けすることもできます。

(2)査証（ビザ）：目的や日数など旅行内容による条件は満たしておりますので、査証は不要です。  
\*上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問合せください。

■渡航手続代行料金  
この旅行の参加にあたっては、旅券、中国の出入国記録書および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを行なう場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

(1)旅券申請書類の作成代行 4,200円  
(2)出入国記録書作成代行および旅券・査証の有効性確認 4,200円  
(3)日本の税關申告書の作成代行 1,050円

\*出入国記録書類を依頼され、税關申告書のみを作成代行する場合は4,200円となります。\*上記金額には、消費税（5%）が含まれております。旅券印紙代（有効期間10年：16,000円、5年：11,000円）等は含まれておりません。

\*弊社にて出入国記録書・税關申告書・査証書類等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡航手続き代行料金がかかります。

## ■お申込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくはご郵送ください。同時に参加申込金￥40,000を所定の口座にお振込みください。旅行代金残金は後日請求いたします。\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交替の場合に準じて交替手数料（「お客様との交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いたく場合もあります。この場合、所定の取消料（「取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2)電話での通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

(3)a.旅行開始日以降7歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.妊娠している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に対する費用はお客様の負担とします。

(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金等）のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有效期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を弁済した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行なう場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前後の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■お客様がお出でまでに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：

<http://www.pumanzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

渡航前に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

(1)十分注意して下さい

通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。

(2)「渡航の是非を検討してください」

当社にて適切な「危険回避措置」が講じられる判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を收受いたしませんが、一旦ご了解いただいた後に契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することができます。

(3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」催行を中止いたします。

■保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ:<http://www.forth.go.jp>でご確認ください

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日に交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することができます。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■申込金・旅行代金振込口座 三菱東京UFJ銀行 神保町支店（普）1044223 近畿日本ツーリスト㈱

■観察に関するお問合せ：BINET 倶楽部事務局

<http://www.facebook.com/BIEVENT> TEL:03-5605-0875

## お問合せ・お申込先（企画旅行・実施）

近畿日本ツーリスト(株)第6営業支店

観光庁長官登録旅行業第20号 (社)日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者：山田 覚、松岡 重徳、飯野 正和、間野目 秀樹

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F

**TEL.03-6891-9306 FAX.03-6891-6406**

「BINET 倶楽部韓国IT先進企業調査団」係 担当：間野目

営業日・営業時間は月～金曜日の09:30～17:30です。（土日・祝日）

\*休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌

営業日の受付となります。

## ■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数申込されたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一部屋となつたときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けたほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を受け取れます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日以降に旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無断続不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時は12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

①当社の責任とならない限り、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただけません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合は当社は旅行契約を解除することができます。(一部例外)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中心とする旨をお客様に通知します。②旅行代金を日程までにお支払いいただけないと。③申込条件の不適合④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社が故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のようない場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の手配代行者の関与しない事由により損害を受けたときは。

## ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外來の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業界特有特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(5万円を限度)ただし、一個又は一つについての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配する旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日にについては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業界約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要な変更	1件あたりの率(%)
旅行開始前 旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5 3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0 2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0 2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0 2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0 2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0 2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0 2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室のツーベッドの変更	1.0 2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカード内に記載があった事項の変更	2.5 5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の法律旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、契約内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならないかもしれません。

## ■お客様の交渉

お客様は当社が承諾した場合、交渉に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交渉することができます。

(1)エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）まだ下記（ ）はこども。

北米（ハイウェイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東…17,500（13,200）円

アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国…10,000（7,500）円

韓国…6,000円（4,500）円

(2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面…1,000円（大人・子ども共通）

\*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

## ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

## ■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎において土産店にご案内することができます。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントンターン券又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がござりますので、購入には十分にご注意ください。

## ■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## ■個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当社はお手伝いいただいたお客様の個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただかなければなりません。

(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただかなければなりません。

(4)当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することができます。

(5)当社は旅行先でお客さまの個人データを土産物店に提供することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のパンフレット記載の連絡先までお出前までにお知らせください。

(6)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■観光企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からもご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この画面は、旅行業法第12条の4による取扱い条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条により交付する契約書面の一部になります。パンフレット作成日 2012年3月27日 管理番号:044900000000-PHP

旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱い責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業取扱管理者にご質問ください。

## 近畿日本ツーリスト株式会社 御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等  
その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

申込締切：4月27日(金)

**FAX: 03-6891-9406**

担当：間野目行 (このままFAXしてください。なお着信をご確認ください。)

## BINET俱楽部/韓国IT先進企業調査団

## ご参加申込書

この申込書は渡航書類を作成する基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。お申込日：月 日

フリガナ 氏名 (漢字)	(姓) パスポート Name (ローマ字)	(名) (姓/Surname) (名/Given Name)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍 生年 月日	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他( )	煙草 西暦 年月日 (□大正 □昭和 □平成 年)	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 禁煙
フリガナ	〒 —						
現住所							電話番号： — — —
所属先	会社名 (英文)			部課所名 (英文)			
	役職 (英文)			職業			
	フリガナ 所在地	〒 —		Eメールアドレス ブロック体で記入	@ ※弊社から連絡が可能な場合のみご記入ください		
渡航中の 国内連絡先 (ご家族に 限ります)	氏名 住所			続柄			
	〒 —			電話番号：	— — —		
パスポートの有無、 有効期間について		■ 2012年9月6日以降も有効なパスポートをお持ちですか？					
		<input type="checkbox"/> 持っている⇒ 有効期間満了日： 年 月 日 ★パスポートの更新予定がある場合、必ず連絡をお願いいたします。					
		<input type="checkbox"/> 持っていないまたは申請中⇒ 申請予定： 月 日 受領予定： 月 日					
一人部屋利用	□希望する 追加料金￥20,000 □希望しない 同室希望者( )						
書類送付先	□ご本人様(□勤務先 □自宅) □その他( )						

有効なパスポートをお持ちの方は下記に添付をお願いします。